

伊那公証役場における 任意後見制度に関する広報・啓発について

伊那公証役場 田畑 恵一

公証役場とは

- 公証人が、遺言、宅地建物の賃借、離婚の慰謝料、養育費、任意後見、金銭の賃借の公正証書作成、会社の定款、私文書の認証、外国向けの私文書の認証、確定日付、執行文付与等の職務を行う法務局に所属する公の事務所のこと。
- 長野県内には、長野、上田、佐久、松本、諏訪、伊那、飯田の7カ所があり、9人の公証人がいる。
- 伊那公証役場は、令和3年5月に、伊那市福祉課、社会福祉協議会と同じ建物に移転。

公証人とは

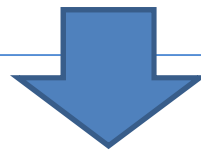
- 長年、裁判官、検察官、法務局長などの職にあった法律専門家の中から、法務大臣が任命。
- 全国で約500名おり、公証人が執務する事務所である公証役場は約300箇所ある。

公正証書とは

- 公正証書とは、依頼を受けた公証人が、公証人法、民法、借地借家法、任意後見契約法、民事執行法、その他の法令に基づいて作成する公文書のこと。
- 依頼者が約束した契約や遺言等、公正証書にしてほしい事柄を公証人に説明して公正証書の作成を依頼し、公証人が、その内容を法律上明確にして文書を作成し、当事者や遺言者等が署名押印し、更に公証人が署名押印し、公文書として作成される。
- 公正証書は、国の機関である公証人が作成する公文書であるため、裁判その他の面で、極めて強力な証拠力を持つから安心できる。公正証書の原本は、公証役場に永く保存されるため、紛失、改ざんの心配はない。
- 任意後見契約は、公正証書で行う。

任意後見制度の広報・啓発活動に 取り組むようになったきっかけ

- 平成27年度より着任。地元の出身。
- 業務としては、遺言書の作成が多い。
- この地域は、高齢者だけの世帯が多い。
- 電車の路線廃止にともない交通手段も限られている。
- 移動手段がない、頼れる親族が身近にいない人が多い。寝たきりの人も多い。
- 金融機関等に「直接窓口に来て欲しい」と言われても行けない、手が震えて委任状にサインができない人も多い。印鑑証明、戸籍謄本を取る等も、本人では出来なくなってしまう。



任意代理契約、任意後見制度の利用が、生きていく上で必要、
生活を送る上で重要であると考え、広報・啓発に取り組むようになった。

広報・啓発活動

- 講演をする際は、遺言と任意後見制度の説明をセットにしている。
- 講演数は、年間13～20回くらい。
- 地域の市町村社会福祉協議会からの講演依頼は受けている。
- 市町村からの依頼で市町村職員対象の研修に行くこともある。
- 寺院、金融機関、人権擁護委員、民生委員や行政書士、司法書士を対象とした講演も実施した。
- 依頼を待つだけでなく、任意後見制度について知ってもらいたい関係機関に、広報・啓発の働きかけをしている。

講演を行う時の工夫

- 任意後見だけでは興味をもってもらいにくく、来てくれないので、必ず遺言とセットで説明するようにしている
- 以下の3つの資料を使いながら、難しい用語をかみ砕いて説明するようにしている。
 - ① いざという時のために 知って安心 成年後見制度・成年後見登記・・・
法務省民事局
 - ② 任意後見のすすめ・・・日本公証人連合会
 - ③ 成年後見制度 大切な判断のために・・・一般社団法人民事法務協会

講演資料例

例1) 楽しく学ぶ、より良い「いき方」

- ・ 伊那市社会福祉協議会のフォーラムに協力。太郎さん花子さん夫妻の終活物語をとおして、エンディングノート→任意後見制度を周知

例2) 長野県社会福祉士会の研修でを使用した資料「任意後見制度と契約締結の実務 伝えたい、実現したい自分の生き方」

- ・ 対象者が専門職であることから、任意後見監督人選任申立の手続きや公正証書の作成手続きについても説明している。
- ・ 要望もあることから、遺言についての説明も併せて行っている。

伊那市社会福祉協議会との関わり開始

- 平成28年、作成中のエンディングノートについて、伊那市社会福祉協議会が、「法律的な効果をプラスするにはどうしたらいいのか??」という相談にきたのが、関わりのはじめ。
- それからフォーラムにも、毎年関わるようになった。
- ファイルをさしかえて更新していける、使い勝手のいいエンディングノートになっている。

広報・啓発の効果と課題

- 任意後見の契約件数は年々増えているので、一定の効果が出ていると思う。
- 就任当初は一桁であったが、現在は年間20件程度の契約件数となっている。
- しかし、伊那地域17万人の人口で考えると、契約はほんの一握り。
- 啓発しているが、任意後見の契約に結びつかない。
- 契約について考えてはいるけれども、なかなか踏み切れないという人が多い。そうすると、本当に困った時にもう間に合わないということもある。

任意後見契約に関わる場合に注意していること

- 契約そのものが長くて複雑であるため、1条ごと、内容を細かく説明している(そのため、公正証書の作成は1時間を超える)。説明の結果、修正の依頼が入ることもある。
- 特に、「判断能力が低下した場合は、任意後見監督人選任申立をするように」、何度も説明している。
- 監督人報酬の説明もしっかりしているので、トラブルになったことはない。
- 法人団体との任意後見契約で、報酬が多少高いと感じて、本人に「高いと思うが、これでいいのか」ということを確認したが、本人が「良い」と言った事案があった。
- それ以外は、今まで自分が関わった契約では、親族は無償、司法書士等専門職は一般的な金額で収まった契約となっている。
- 「高額な報酬を目的とする団体が地域に参入してきたら、どうしたらいいのか」という思いはある。

任意後見契約の発効について

- 発効件数が少ないということについて、直接苦情を受けたり、事案を聞いたりしたことは無い。
- 一部ではあるが、司法書士は家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをして、任意後見を発効したことを報告してくれてる例もある。
- それ以外は、どの程度発効しているか、わからない。

任意後見の担い手について

- 任意後見の広報・啓発に取り組んでいると「誰か受任者を世話してほしい」と持ちかけられる。
- 親族がない場合に適切な受任者がいないという問題がある。
- 社会福祉協議会に「任意後見制度における受任者になってもらいたい」とよびかけてきた。
- しかし「今は法定後見で手一杯、任意後見まで受けられない」という状態だったが、現在体制検討している、とのこと。
- 県の社会福祉協議会がセミナーで広報の機会を設けてくれた。

任意後見制度のさらなる利用促進に向けた方策

- 任意後見制度を知らない人が多いと感じている。
- 公証役場では広報・啓発に限界がある。
- 法務省、公証人連合会の資料を活用した広報活動を実施する。
- 地域の中核機関等と公証人などが連携して広報活動や中核機関職員等に対する研修の充実を図る。